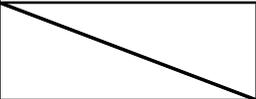


令和8年度 胎内市放課後児童クラブ実地研修業務委託 実施 設計書			調 査	
			設 計	
業 務 委 託 番 号		履 行 場 所 ・ 納 入 場 所		
		胎 内 市 一 円		
	実 施 ・ 元		変 更	
設 計 額	円		円	
契 約 額 (内消費税額)	円 (円)		円 (円)	
履 行 期 間 等	令和8年4月1日から令和9年3月31日			
実 施 (元) 設計概要	胎内市放課後児童クラブ実地研修業務委託 1.0式		変 更	
			設計概要	

委託費内訳書

No.

1

業務区分	実施設計				変更設計				適用
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
直接人件費									
人件費（登校日）	180	人日							
人件費（学校休業日）	58	人日							
交通費	238	人日							
直接経費									
消耗品費	1	式							資料等作成費
一般管理費		%							(直接人件費+直接経費)× %
小計									
消費税相当額	10	%							
業務委託料計									

胎内市

胎内市放課後児童クラブ実地研修業務委託 仕様書

1 業務名

放課後児童クラブ実地研修業務委託

2 目的

近年、放課後児童クラブにおいて、発達障害の診断の有無にかかわらず、発達に特性のある児童が増加傾向にあり、現場の支援員は個々の特性に応じた対応に苦慮している。

本業務は、発達障害等に関する専門的な知識と豊富な支援経験を有する専門家を放課後児童クラブに派遣し、実際の支援場面（実地）において、専門家が当該児童等へ直接支援を行う様子を見学・体験するとともに、具体的な支援方法や関わり方について実技指導（OJT）を受ける機会を設けることにより、支援員の対応スキル向上を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

4 実施場所

専門家は、以下の胎内市各なかよしクラブの支援員を指導するものとする。

- ・ 中条なかよしクラブ（胎内市大川町 16 番 55 号）
- ・ 胎内なかよしクラブ（胎内市江上 470 番地）
- ・ きのとなかよしクラブ（胎内市山屋 120 番地）
- ・ 築地なかよしクラブ（胎内市築地 3467 番地）
- ・ 黒川なかよしクラブ（胎内市黒川 1076 番地）

5 業務内容

(1) 事前打合せの実施

発注者と事前に打ち合わせを行い、各なかよしクラブ（以下「クラブ」という。）の状況、所属児童の特性、現場の課題等を共有する。

(2) 専門家による指導

- ・ 児童発達支援管理者 1 名を選定し、業務の監理に従事させること。
- ・ 各クラブに派遣する講師は児童発達支援管理者又は放課後デイサービス若しくは放課後児童クラブでの実地指導経験を 1 年以上有している者とする。
- ・ 児童発達支援管理者・各講師の氏名、所属、保有資格、専門分野、主な経歴等を記載した名簿を、あらかじめ発注者に提出し、承諾を得ること。

(3) 派遣人数・指導日・指導クラブ・指導時間

- ① 各指導日の講師の派遣人数は 1 名とする。
- ② 指導日は胎内市各なかよしクラブ開設日の毎日とする。ただし、土曜日を除く。
- ③ 各指導日における指導クラブは発注者が指定するいずれか一のクラブとする。

④ 指導時間は以下のとおりとする。なお、発注者と受託者との協議により、指導時間帯を変更する場合がある。

- ・ 登校日 午後 3 時 00 分～午後 6 時 00 分
- ・ 学校休業日 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分

(4) 実地研修の内容

- ア. アセスメント（観察）：児童の活動の様子や支援員の関わり方を観察し、課題を把握する。
- イ. 支援のデモンストレーション：発達特性のある児童（または集団全体）に対し、講師がモデルとして実際の支援（声かけ、関わり方、環境設定の工夫等）を行う。
- ウ. 実技指導（OJT）：支援員が講師の助言を受けながら、実際に児童への支援を試みる。
- エ. フィードバック：デモンストレーションや支援員の実技に対し、その場で具体的なフィードバック（理論的根拠、他の方法の提案等）を行う。

(5) その他

- ・ 研修に必要な資料等（簡易なレジュメ等）がある場合は、受託者が準備すること。
- ・ 研修実施にあたっては、クラブの日常運営や他の児童の活動に支障が出ないように、クラブ管理者と十分に連携し、安全確保に最大限配慮すること。
- ・ 実地研修中に児童に事故が発生した場合の責任については発注者がこれを負うものとする。

6 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た一切の情報（特に児童及びその家庭に関する個人情報）を、発注者の許可なく第三者に漏洩し、または他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務に従事する者（講師を含む）に対しても、(1)の守秘義務を徹底させること。
- (3) 本業務の契約期間が終了し、または契約が解除された後においても同様とする。

7 委託料の支払

委託料は、4月、9月、翌年1月、翌年4月の4回に分けて支払うこととする。

市は、受託者からの請求内容を審査し、適当と認めたときは受注者の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 業務遂行にあたっては、胎内市と密接な連携を取りつつ作業を進めることとし、随時定期的にその業務状況を報告することとする。
- (2) その他研修業務の実施に必要な打ち合わせは、発注者と受託者とで適宜行うこととする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。